

平成30年4月開所予定 特別養護老人ホームの入所申込みについて

申込みの概要

- ☆ 申込書の配布場所： 区役所高齢・障害支援課、地域ケアプラザ、特別養護老人ホーム、横浜市健康福祉局高齢施設課
- ☆ 申込期間： 平成29年10月2日（月）～平成29年11月20日（月）【17時必着】
申込期間内に御提出いただいた申込書の記載内容に基づき、各施設で選考します。
※ 申込期間終了後も申込みは可能ですが、申込期間内に申込んだ方が優先になります。
- ☆ 申込方法： 郵送
- ☆ 申込先： 〒233-0002 港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー10階
特別養護老人ホーム入所申込受付センター（高齢者施設・住まいの相談センター内）
※**来所の際は、事前にご連絡（電話：045-840-5817、FAX：045-840-5816）してからお越しください。**
- ☆ 問合せ先： 施設の問合せ先(下記参照) 又は 健康福祉局高齢施設課(電話：045-671-3923、FAX：045-641-6408)
- ☆ 記入上の注意： 申込施設数は**5か所まで**となっておりますので、**申込施設の変更・追加をする場合は、既に申込んだ施設と合わせて5か所以内となるよう記載してください。**以前申込んだ施設について引き続き申込みを希望される場合は、当該施設も含めてご記入ください。
： 特別養護老人ホームは原則要介護3以上の方が入所できる施設です。そのため、**要介護認定を受けていない方、認定有効期間が切れている方、要支援1・2の方、要介護1・2で特例入所要件(※)のいずれにも当てはまらない方はお申込みできません。**
(※特例入所要件については、「横浜市特別養護老人ホーム入所申込みのご案内」及び「特別養護老人ホーム入所申込書(兼同意書)A面」をご覧ください。)
- ☆ 留意事項： 横浜市では「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」を定め、入所の必要性・緊急性の高い方から入所をご案内しています。指針を適切に運用するため、予約的な申込みはご遠慮ください。



施設の概要

☆ 施設に入居すると、介護サービス費の1割(又は2割)負担、居住費、食費、日常生活に要する費用(理美容代など)等がかかります。

☆ **居住費・食費の金額は施設ごとに異なります。金額は予定であり、今後変更される可能性があります。詳細は下記の間合せ先に御確認ください。**

※ 居住費・食費については、収入の低い方のサービス利用が困難にならないよう、所得や資産等に応じて負担限度額が設けられ、利用料の負担が軽減されます。この軽減を受けるには、お住まいの区の区役所保険年金課で申請する必要があります。

施設名称 (仮称)	施設所在地	交通手段	設置主体法人 (代表者)	問合せ先		定員			費用の目安(注)		施設の特徴
				住所	電話番号	特養	ショート ステイ	デイ サービ ス	開所 予定	①居住費	
太陽の家 羽沢	横浜市神奈川区 羽沢町2丁目1番 地	・横浜駅から市営バス83系統、 または44系統「峰沢団地前」下 車徒歩5分	ユー・アイ二十一 (石渡 庸介)	横須賀市西浦賀6-1-2 太陽の家2番館 内	110	10	—	H30.4	59,100円	43,200円	<ul style="list-style-type: none"> ・最後まで施設で過ごせるように法人全体で積極的に着取りの取り組みをしております。 ・法人が歯科をおこなっており、密に協力し、最後まで経口摂取ができることに取り組んでおります。 ・入居者様の身体的なリスクの軽減の為、全居室にセンサーの設置をおこなう予定です。 ・入居者様の身体面のサポートだけではなく、根拠に基づいた精神面のサポートもおこなってまいります。 ・全ユニットの居室の4割が畳の部屋になっております。 ・ユニットの廊下は畳で施設全体に和のデザインを入れており、和モダンな施設です。
羽沢の家二番館 特別養護老人ホーム	横浜市神奈川区 羽沢町1667-1 他	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜駅から市営バス44系統「羽沢下町」下車徒歩4分 ・新横浜駅またはJR保土ヶ谷駅から神奈中バス121系統「羽沢下町」下車徒歩4分 ・横浜駅またはJR鶴居駅から市営バス36系統「神明社入口」下車徒歩8分 	さくら会 (平本 剛士)	横浜市神奈川区羽沢町 980 羽沢の家 内	90	10	—	H30.4	60,000円	41,400円	<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かで、静かな生活環境です。みなとみらいも望める展望のよい立地です。 ・ショートステイ用居室には、各居室にトイレを完備しています。 ・施設を開放し、地域の皆様に積極的に活用していただきます。 ・整理、整頓、清潔をモットーに良質のサービス提供に努めます。 ・明るい笑顔、おかげさまの感謝の気持ち、謙虚に学ぶ心で介護に努めます。 ・医療対応を積極的に努めます。
特別養護老人ホーム しょうじゅの里鶴見小野	横浜市鶴見区 下野谷4丁目145- 18	・JR鶴見小野駅下車徒歩2分	けんあいがい 兼愛会 (赤枝 雄一)	横浜市鶴見区江ヶ崎町2-1 しょうじゅの里鶴見 内	100	20	—	H30.4	59,100円	41,400円	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーに配慮した全個室のユニット型施設です。 ・一人ひとりのニーズに合わせた個別ケアを実施します。 ・地域の方との交流を図るための地域交流スペースを設けています。 ・ボランティア室を完備しています。 ・法人理念「親切と誠実」をモットーに思いやりと優しさを持ってサポートさせていただきます。

(注) 月額(30日分)の予定金額です。

ユニット型特別養護老人ホームの利用料の目安

(金額は全て1,000円未満切り上げで表記しています)

負担限度額		利用料合計 (月額:30日分)	内 訳		
			介護 サービス費	居住費	食費
第1段階	・市民税非課税世帯(※1)で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	6.3万円	= 2.9万円 (※3)	2.5万円	0.9万円
第2段階	・市民税非課税世帯(※1)で、本人の預貯金等の合計額が基準額(※2)以下の方で、合計所得金額と公的年金等収入額及び非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	6.6万円		2.5万円	1.2万円
第3段階	・市民税非課税世帯(※1)で、本人の預貯金等の合計額が基準額(※2)以下の方で、第2段階以外の方 ・市民税課税層における特例減額措置が適用となる方	8.9万円		4.0万円	2.0万円
第4段階	上記以外の方	13.1万円～ (限度額なし)		6.0万円	4.2万円

施設が設定する金額(施設により異なります。)

ここでは国の定める基準費用額を用いています。

※1 本人が属する住民基本台帳上の世帯。(配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含めます。)

※2 単身の場合は1,000万円、配偶者がいる場合は夫婦の合計が2,000万円。

※3 1割負担で、要介護度5の方の場合。

1 居住費・食費について

- (1) 負担限度額が第4段階の方の**居住費・食費は施設ごとに金額が異なります。**
- (2) 収入の低い方のサービス利用が困難にならないよう、所得や資産等に応じて居住費・食費に負担限度額が設けられます。
この軽減を受けるには、お住まいの区の区役所保険年金課で申請する必要があります。(介護保険負担限度額認定)

2 介護サービス費について

- (1) 上記の金額は、介護サービス費が1割負担で、要介護5の方の場合です。
一定以上の所得がある方は、負担割合が2割になります。
負担割合は、7月頃郵送した「介護保険負担割合証」に記載されています。
- (2) 1か月の介護サービス費が上限額を超えた場合、超えた分が「高額介護サービス費」として払い戻されます。
この払い戻しを受けるには、お住まいの区の区役所保険年金課で申請する必要があります。

＜高額介護サービス費支給による自己負担の上限額＞

所得区分	上限額(月額)※1
現役並み所得(課税所得145万円以上)の方がいる世帯の方	44,400円(世帯)
世帯内のどなたかが市民税を課税されている方で、上記以外の方	44,400円(世帯)
市民税非課税世帯の方	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金を受給している方	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	15,000円(個人)
生活保護等を受給されている方	15,000円(個人)

「世帯」とは、住民基本台帳の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

※1 平成29年8月利用分より、1割負担となる被保険者のみの世帯は、新たに自己負担額の年間上限額446,400円が設定されます。(3年間の時限措置で、年間の負担上限額の適用期間は8月1日から翌年7月31日まで)